

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：老人保健事業費

事業名 市町村健康増進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 がん・受動喫煙対策係

電話番号：058-272-1111(内3321)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 125,311 千円 (前年度予算額： 121,894 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	121,894	64,860	0	0	0	0	0	0	57,034
要求額	125,311	66,757	0	0	0	0	0	0	58,554
決定額	125,311	66,757	0	0	0	0	0	0	58,554

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

壮年期からの健康づくりと、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図り、住民の健康増進を目的に、市町村が40歳以上の居住者を対象として行う健康増進事業に対して、県が2/3補助し、県補助額に対して国が1/2補助する。

(2) 事業内容

【補助対象事業者】 市町村

【補助対象事業区分】

(1)健康教育(生活習慣病予防や健康に関する正しい知識の普及を行う)

(2)健康相談(心身の健康に関する個別の相談へ指導・助言を行う)

(3)健康診査(生活習慣病予防に着目した健康診査・保健指導を行う)

①健康診査：高齢者の医療の確保に関する法律第20条の加入者に含まれない

40歳以上74歳以下の住民に対する健康診査・保健指導

②骨粗鬆症検診：40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性に実施

③歯周疾患検診：40歳、50歳、60歳、70歳に実施

④肝炎ウイルス検診：40歳、及び未受診者

<23年度から追加>

・40歳以上5歳刻みの者への受診勧奨

・受診勧奨された者は無料で受診可能(自己負担部分のみ国10/10負担)

<26年度から追加>

・陽性者に対してのフォローアップを追加

(4)訪問指導(保健師等が訪問し、健康問題の把握及び療養上の指導を行う)

(5)総合的な保健推進事業<25年度から追加>

市町村が実施する各検診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討を行う

例：各保険者と連携を行いながら、血清クレアチニン検査等を実施する、または検討する

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）第8条第3項による補助金
- ・健康増進事業実施要領
- ・感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	125,311	市町村が行う健康増進事業（40歳以上の居住者対象）に対する補助金
合計	125,311	

決定額の考え方

--

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

住民の健康増進を目的に、市町村が40歳以上の居住者を対象として行う健康増進事業を支援することで、生活習慣病を原因とする壮年期死亡を減少させるとともに、日常生活に制限のない自立した生活ができる期間を延ばします。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

○指標を設定することができない場合の理由

- ・事業全体を定量的に表す指標がない。
- ・ヘルスプランぎふ21の評価で別に実施している。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	市町村が取り組む健康増進事業への支援を継続して実施することにより、住民の健康増進が図られた。 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和5年度	市町村が取り組む健康増進事業への支援を継続して実施することにより、住民の健康増進が図られた。 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和6年度	市町村が取り組む健康増進事業への支援を継続して実施することにより、住民の健康増進が図られた。 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づき市町村が40歳以上の居住者を対象として行う健康増進事業に対して、県が2/3補助し、県補助額に対し国が1/2補助するものである。(国1/3, 県1/3, 市町村1/3) 県民の健康増進に資するものであり、事業の必要性が高い。</p>
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>市町村により県民へ検診や指導が実施されている。</p>
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている</small></p>	
(評価) 1	<p>保健所は、市町村が地域特性等を踏まえて健康増進事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、事業の取組状況等について管内市町村にヒアリングを実施し、市町村支援を行っている。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 急速に高齢化が進み、医療や介護に係る負担が一層増す状況下で、脳卒中、心臓病等の生活習慣病を予防し、社会生活を営むために必要な機能を維持・向上するなど、健康づくりの推進は重要である。社会経済的に不利な立場の人々も含め、健康づくりに取り組める環境整備を行う市町村の役割は大きい。</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか これまで全市町村が健康増進事業に取り組んでおり、引き続き、住民の健康増進を図るため市町村への支援を実施していく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	